**北広島市　2021年第4回定例市議会（11月26日～12月17日）　12月7日　一般質問　佐々木百合香**

**2021年8月の大雨による被害を受けた市道等の復旧経費、子育て世帯への臨時特別給付金の追加支給に関わる経費、小中学校感染症予防対策に係る物品購入経費、福祉灯油特別対策事業、施設および学校等における燃料費の増、福祉人材確保対策就労支援金の交付対象者の増など、14億7,304万円の補正予算を可決。合計で305億6,524万円となりました。人権擁護委員の推薦の同意案1件、北広島市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について、椴山緑地の用地取得、小学校学習者用コンピュータ等の財産の取得を含む議案12件を可決。市民ネットワーク鶴谷聡美ほか3名の議員が紹介議員となった、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書の提出を求める請願」および「核兵器禁止条約第1回締約国会議に政府代表の派遣を求める意見書の提出を求める請願」を含む6件の意見書案を可決。2020年度各会計歳入歳出決算認定、2020年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定、下水道事業会計剰余金処分及び決算認定は、11月5日開催の第6回臨時会において総意をもって原案のとおり可決及び認定されました。**

|  |  |
| --- | --- |
| 質　　　　　　問 | 答　　　　　　　　弁 |
| １化学物質から体を守る取り組みについて  ・香料などの化学物質に曝露した際に体調不良が起きる香害について、化学物質過敏症を発症しても必要な市民サービスを受けることのできる環境を整備すべき。市長の見解を伺う。  ・国の啓発ポスターを公共施設のみならず、人が多く集まる施設のトイレや手洗い場等へ掲示するよう働きかけてはいかがか。  ・手洗いや掃除の洗浄剤には無香料かつ合成洗剤でない、例えば石けんなどを使用すべきだが、見解は。また、市の施設管理を委託している事業者に対しても、香料についての考え方を共有し、管理上購入する物品について、無香料のものを選定する必要がある。委託事業者選定時に提示している条件の中には、消耗品の購入についてどのような記載があるか。  ・「環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づくPRTR制度、MSDS制度では、一般消費者用の製品は把握の対象外で、手洗い用の洗浄剤の「香料のあり・なし」は特に考慮されない。香料で体調を崩す方が安心して市の施設を使えるよう、できることから始めていただきたい。見解は。  ・香り長持ちタイプの柔軟剤では、強い発がん性を持つイソシアネートが香料を包むマイクロカプセルの原料として含まれているとの指摘がある。教室の空気環境を調べる一環としてイソシアネートについても調査項目に追加する必要があるが、見解は。  ２生理に関する課題について  ・困窮者自立相談支援事業所へ相談に訪れた方や、フードバンクを利用している方のうち、必要な方への生理用品の配布が始まり数か月が経つ。配布の方法と配布量、利用者の声は。また、購入にかかる金額は年間でどの程度の見込みか。  ・生理用品を持参していない児童生徒は、休み時間に保健室で事情を説明し、生理用品を受け取っている。トイレへの設置が必要。  ３コロナ禍における健康の取り組みについて  ・市のがん検診、特定健診について、新型コロナウイルスの影響を受ける前と比較し、2020年度以降の受診率の変化は。  ・コロナ以前からがん検診受診率の向上が大きな課題であった。検診受診率向上に向けた取り組みは。  ・コロナ自粛の影響もあり、日常生活での運動量は減少傾向となっているが、課題は何か。また、課題解消のための取り組みを伺う。  ・子どもたちは学校生活のほとんどの時間、マスクを着用し息苦しさを訴える子もいる。健康チェックの一環として学校でマスク着用時の酸素飽和度を測ることができないか。 | １  ・香害について、柔軟剤や洗剤、芳香剤等の香りに含まれる化学物質により、めまいや吐き気、頭痛などを引き起こすことがあることは承知しており、このような症状に苦しんでいる方に対し配慮が必要であると認識している。  ・商業施設でのポスター掲示については、商工会を通じ周知啓発への協力をお願いしてまいりたい。  ・市の施設などで使用する物品等の調達については、国等による「環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、毎年、指針を定め、国の方針に合わせた物品等の選択に努めることとしており、清掃において使用する洗浄剤については、可能な限り指定化学物質を含まないものの使用等を推奨している。また、指針では、公共施設の維持管理を行う受託業者等においても同様の考え方で物品等の調達を依頼するものとしている。  ・市庁舎等の公共施設で使用される手洗い洗剤について、国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針において手洗い洗剤に香料や合成洗剤についての基準がなく、対応は難しいものと考えているが、今後も香料を含む化学物質に関する国の情報等を注視し、環境や健康に配慮した物品の購入に努めてまいりたい。  ・学校環境衛生基準で規定されている測定対象物質は、科学的な知見から国が指定しており、市が独自にイソシアネートを追加することは考えていない。教室内の空気を清浄に保つためには適切な換気が重要なことから、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症予防の観点からも適切な換気が実施されるよう指導・助言してまいりたい。  ２  ・困窮者自立相談支援事業所に依頼し、11月末までに154パックを配布。利用者からは、おおむね好意的な評価をいただいている。生理用品購入に係る予算について、今年度は9万1,000円の予算を見込んでいる。  ・実施中の近隣自治体の状況などを把握し調査研究してまいりたい。  ３  ・昨年度はがん検診が受診者数で約32％の減、特定健診が約14％の減だった。本年7月以降のがん検診受診状況については、2019年度並みまで回復。  ・広報紙や町内会回覧のほか、特定健診対象者向けに個別案内を送付するなど、健診情報の周知に努めている。また、5年以上健診を受診していない対象者に乳がん・子宮がんのクーポン券を発行する事業でインターネット受付を導入した。  ・全年代で運動量が減り、メタボリック症候群該当者が増えている傾向。広報紙にウォーキングの特集を掲載し、ウォーキングマップ、きたひろげんき体操のDVDを配布している。  ・学校内でのマスク着用に伴い、苦しいときに申出しやすい環境づくりと、教職員からの声かけなど、しっかりと児童生徒の様子を観察するよう指導を行っている。今後、酸素飽和度を測定する機器を導入している他市の状況などについて調査研究をしてまいりたい。 |

**北広島市　2021年第4回定例市議会（11月26日～12月17日）　12月8日　一般質問　鶴谷　聡美**

|  |  |
| --- | --- |
| 質　　　　　　問 | 答　　　　　　　　弁 |
| １保育行政と子育て支援施策について  ・学童クラブの委託化について、利用人数や施設の状況等を考慮しながら対応を検討されるとのことだが、委託運営の開始時期はどのように考えているのか。  ・学童クラブの委託化は、時代に合ったアイテムの活用など、保育内容の向上が期待されるが、働く職員の処遇等も含めて、実施検査の取り組みなど運営の透明性の確保については、どのように考えているのか、見解を伺う。  ・本市の公立保育園について、その役割や適正配置及び施設の老朽化対策等の検討が進められる。2016年の児童福祉法の改正では、第2条に「児童の最善の利益が優先して考慮されるように」と明記され、地方公共団体の児童育成のための責務が明記された。公立保育園は、子どもと保護者が行政と直接つながる場所であり、児童福祉の拠点として、公ならではの役割があると考えるが、市長の見解を伺う。  ・きたひろ未来創造ビジョン2021には、各施策の推進において、「市民の理解と協力の下、取り組む必要があることから、市民参加条例に基づき、市民の意見を的確に把握し進める」とある。学童クラブ運営及び保育園の在り方に関する市民意見の把握、反映について、子どもと保護者のほか地域住民や関係機関も対象に、丁寧に情報提供するべきだが、見解を伺う。  ２ひとり親家庭への支援施策について  ・ひとり親家庭が支援を受けるためには、登録や助成申請の際、色々な書類に記入しなければならないことが多い。多忙なひとり親家庭の保護者には負担となり、手続きの簡素化を求める声が寄せられている。本市のファミリー･サポート･センター事業及び病児緊急預かり事業における、登録や利用料の助成申請手続きがそれにあたる。各種手続きの簡素化について、現状及び検討状況を伺う。  ・明石市では、ひとり親家庭等の子どもの健やかな成長を支えるため、養育費の確保として、養育費保証サービスを行う保証会社に未払い養育費の立替えを委託し、その保証料を行政が補助するという事業を導入している。また、公正証書や調停証書の作成に係る費用の補助、弁護士による無料相談の実施なども行っている。本市での導入に向けた検討について、見解を伺う。  ・2012年児童手当法の一部改正が行われ、中学卒業までに支払われる児童手当について、父母が離婚協議中などで別居している場合、子どもと同居している方に受給者変更ができることとなった。別居中・離婚前のひとり親家庭が利用できる公的支援制度の周知及び本市での対応状況について伺う。  ・2019年創設の国の補助金事業で、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う、離婚前後親支援モデル事業についての見解を伺う。  ・ひとり親家庭の「仕事と子育て」の両立支援として、資格取得費用の助成制度の情報周知を含め、企業や事業所向けに啓発的な取り組みを検討していくべきだが、見解を伺う。 | １  ・現時点では、「委託をする、しない」ということも決定しているものではない。きたひろ未来創造ビジョン2021では、令和4年度末までに委託化を検討することから、今後、パブリックコメントや保護者説明会等を通じ、市民意見を反映しながら引き続き検討する。  ・運営内容については、市の委託仕様書の記載事項に盛り込むことで管理をすることができるほか、委託事業の実績報告においても確認することができるものと考えている。  ・庁内各課や他の行政機関と連携し、市の保育行政を実践する行政機関としての役割や、市内の子育て支援施設と連携し、家庭保育も含めた地域の子育てを支援するための拠点としての役割などを持つと考える。  ・市民意見の反映については、パブリックコメントや利用者向けの説明会の実施など、丁寧に行っていく。  ２  ・各種支援手続きの簡素化について、ファミリー・サポート・センター事業及び病児緊急預かり事業では、ひとり親世帯や市町村民税非課税世帯等を対象に利用料の助成を行っており、初めての助成申請の際には、住民基本台帳や課税情報等により助成の要件を確認し、その後の助成については、更新の手続きをすることなく利用できる状況となっている。  ・養育費に係る相談については、母子・父子自立支援員が受け付けしているところであり、不払いとなっている養育費の請求は、家庭裁判所への申立てなど法的な手続きが必要になってくる場合が多く、法テラス等の専門機関を紹介している。養育費保証サービスや公正証書作成のための費用への補助は、現在のところ考えていない。  ・別居中・離婚前のひとり親家庭の公的支援制度について、離婚協議中の児童手当の受給者変更については、市のホームページやリーフレットで紹介をしている。実際に子を監護している親に児童手当を変更したというのは、今年度は9件。離婚等相談時に各種制度と併せて個別に手続き等の周知を行っている。  ・現在、離婚等に関する相談については、母子・父子自立支援員が受け付け、個別に情報提供を行っている。講座の開催等については、北海道母子家庭等就労・自立支援センターと連携し実施している。  ・国において、就業の促進、両立のための積極的な取り組みを行っている企業を表彰する事業を行っている。こうした取り組みを通して、ひとり親家庭が働きやすい職場環境の整備について啓発等が進められることが重要と考える。 |